

## 登録制度の沿革

参考資料 1

登録機関が行う事業	沿 革 (概 要)
製造時等検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和10年 汽罐取締令制定（ボイラー、圧力容器）（製造時等の検査は、国が実施）</li> <li>○昭和34年 ボイラー及び圧力容器安全規則制定（製造時等の検査は、国が実施）</li> <li>○昭和47年 労働安全衛生法制定（製造時等の検査は、国が実施）</li> <li>○平成6年 労働安全衛生法改正（特定廃熱ボイラーについて、国又は国が指定する製造時等検査代行機関が実施）</li> <li>○平成15年 労働安全衛生法改正（特定廃熱ボイラーについて、登録製造時等検査機関が実施）</li> </ul>
性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和10年 汽罐取締令制定（ボイラー、圧力容器）（更新検査は、国又は国が指定する保険業者が実施）</li> <li>○昭和34年 ボイラー及び圧力容器安全規則制定（性能検査は、国又は国が指定する性能検査代行者が実施）</li> <li>○昭和37年 クレーン等安全規則制定（性能検査は、国又は国が指定する性能検査代行者が実施）</li> <li>○昭和44年 ゴンドラ安全規則制定（性能検査は、国又は国が指定する性能検査代行者が実施）</li> <li>○昭和47年 労働安全衛生法制定（性能検査は、国又は国が指定する性能検査代行機関が実施）</li> <li>○平成15年 労働安全衛生法改正（性能検査について、登録性能検査機関が実施）</li> </ul>
個別検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和34年 ボイラー及び圧力容器安全規則制定（第二種圧力容器の耐圧証明は、国又は国が指定した耐圧証明代行者が実施）</li> <li>○昭和47年 労働安全衛生法制定（検定は、国又は国が指定する検定代行機関が実施）、機械等検定規則制定</li> <li>○平成15年 労働安全衛生法改正（個別検定について、登録個別検定機関が実施）</li> </ul>
型式検定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和25年 労働衛生保護具検定規則制定</li> <li>○昭和44年 防爆構造電気機械器具検定規則制定</li> <li>○昭和47年 労働安全衛生法制定（検定は、国又は国が指定する検定代行機関が実施）、機械等検定規則制定</li> <li>○平成15年 労働安全衛生法改正（型式検定について、登録型式検定機関が実施）</li> </ul>
粉じん計の較正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和54年 粉じん障害防止規則制定</li> <li>○昭和63年 粉じん障害防止規則改正（国により指定された者が粉じん計の較正を実施）</li> <li>○平成21年 粉じん障害防止規則改正（国により登録を受けた者が粉じん計の較正を実施）</li> </ul>